

2025年度から

# 健診予約・受診の際は マイナ保険証をご利用ください

2024年12月2日に健康保険証の交付を終了しました。  
今後はマイナ保険証（または資格確認書）をご利用ください。  
※現在お持ちの健康保険証は、2025年12月1日までご利用いただけます。



## 健診を予約するとき

健診予約の際には、**保険証の「記号」・「番号」**が必要です。  
「マイナポータル」または「資格情報のお知らせ」で確認できます。

### ● 「マイナポータル」で確認する ※マイナ保険証をお持ちの方

**手順1** マイナポータルに  
ログイン

**手順2** メニューから「健康保険証」を選択

ホーム画面の「健康保険証」を選択し、  
「記号」・「番号」を確認します。

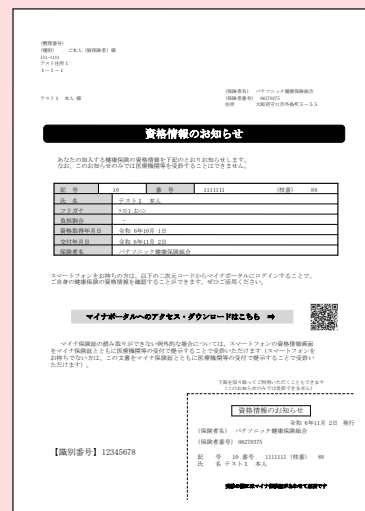


### ● 「資格情報のお知らせ」で確認する

被保険者様をご家族様(被扶養者様)の「資格情報のお知らせ」を  
パナソニック健保の個人向け健康ポータルサイト  
「MY HEALTH WEB」よりダウンロードできます。

MY HEALTH WEBの登録・操作に関するお問い合わせ

- ▶ MY HEALTH WEBヘルプデスク 03-5213-4467  
(受付時間：平日9：00～17：00)



# 健診を受診するとき

パナソニック健保の加入者資格を証明するため、下記のいずれかを受診先でご提示ください。

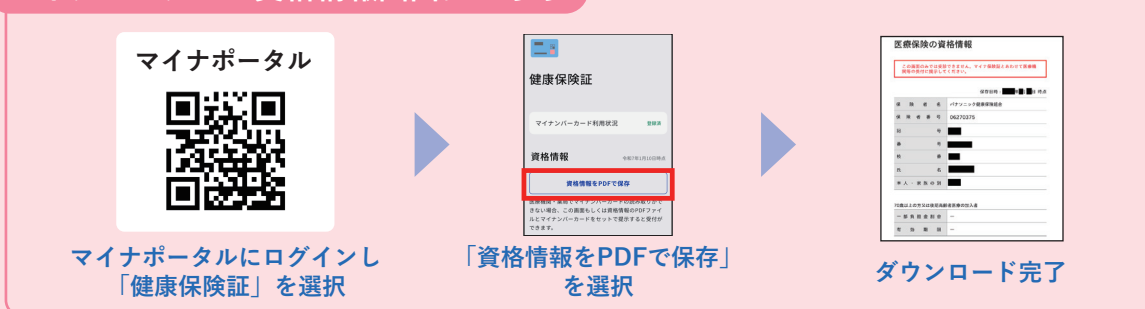
## 1 マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(=「マイナ保険証」)をご提示ください。  
(オンライン資格確認システムを導入している医療機関で利用できます)

## 2 マイナ保険証 + マイナポータル<sup>※</sup>の資格情報画面(スマートフォン)

オンライン資格確認システムを導入していない医療機関では、  
「マイナポータル<sup>※</sup>の資格情報の画面」をマイナ保険証とともにご提示ください。

マイナポータル<sup>※</sup>の資格情報画面はこちら



## 3 マイナ保険証 + 「資格情報のお知らせ」

オンライン資格確認システムを導入していない医療機関では、  
「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とともにご提示ください。

## 4 資格確認書(※マイナ保険証をお持ちでない場合)

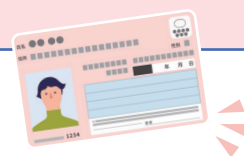
マイナ保険証をお持ちでない場合は、「資格確認書」をご提示ください。

## 5 健康保険証

現在お持ちの健康保険証は2025年12月1日まで使用できます。

### ! 「マイナ保険証」への切り替えはお早めに!

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには  
ご自身で「保険証利用の登録」が必要です。



マイナ保険証  
利用申込みの手順はこちら!

デジタル庁 ▶



### 【お問い合わせ先】

#### ● 健診全般に関するお問い合わせ

パナソニック健康保険組合 健康相談窓口 ☎0120-876-533 (受付時間: 平日9:00~17:00)

#### ● 「マイナ保険証」・「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」に関するお問い合わせ

- ▶ 従業員ご家族の方: 従業員様の所属事業所の人事担当部署にお問い合わせください。
- ▶ 任意継続・特例退職者の方: パナソニック健康保険組合 保険業務部

☎0120-878-863(受付時間: 平日9:00~15:00)